

(要望項目)

(1) エンブレエバー島田(旧ジャスコ島田店跡地)の開発について(継続)

平成 11 年 9 月にジャスコ島田店が閉店して以来、空き店舗となっていた旧ジャスコ島田店跡地に部屋数 70 戸のマンション(エンブルシティ島田)が分譲され、現在 2 棟目となるマンション(エンブレエバー島田)が建設中で、その 1 階には商業施設及び事務所が入居予定であると伺っております。

ご承知の通り、エンブレエバー島田建設地は、中心市街地活性化の要所に位置付けられ、また、交通体系上から見ても、都市計画道路横井中央線と主要地方道島田吉田線が交差する本通商店街の角地に当たることから、新たな賑わいを創出する施設を設置することが可能な場所であり、この地区の開発は非常に重要なものであると言えます。

市におかれましては、今回建設されている 2 棟目工事(エンブレエバー島田)及び今後予定されているその東側工事の計画が周辺住民や商業者等の意見やコンセンサスを得た上で進められ、中心市街地の活性化に寄与するものになるよう、土地利用及びまちづくりの両面から本通側の低層階における商業系機能の充実と景観に配慮した適切な指導を行って頂きたいと引き続き要望致します。

(回 答)

民間事業者による建設計画につきましては、「土地利用事業の適正化に関する指導要綱」の規定に基づく事業に該当する場合に、審査及び承認を行い、適正な施行を指導します。

また、この地区につきましては、御指摘のとおり本市の中心市街地の一角であり、都市計画においても、商業地域に指定し、かつ、中央第三地区計画や高度利用地区の指定がされている地区であります。

つきましては、地区整備方針にも定められているとおり、本地区におきましては、土地の高度利用を図り商業環境を整備する中で商業業務施設が立地する地区を目指しておりますので、引き続き規制・誘導を図ってまいりたいと考えております。

平成 29 年度は、中心市街地の将来のまちづくりの方針を定める「新たな中心市街地活性化基本計画」を策定する予定です。計画策定におきましては、貴会議所に御参画いただき、ともに中心市街地のまちづくりに取り組みたく考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

(要望項目)

**(2) まちづくりや地域コミュニティ形成を促進させる条例の制定について（継続）**

平成 25 年 4 月に施行された「静岡県商店街振興及び活性化条例」を受け、島田市におきましても地元商店街が地域経済の発展及び地域コミュニティの維持・強化に果す役割の大きさを十分認識いただき、島田市商店街の振興及び活性化を図るための条例制定に向け、平成 27 年 3 月 20 日に市内商業者団体等対する「島田市商店街の活性化に関する条例（素案）」の意見交換会を開催すると共に、以降消費者との懇談会を合せ、3 回の会議が持たれました。

上記意見交換会において商業者の意見がまとまらない状況にありましたが、今般、当所商業部会において「まちづくりや地域コミュニティ形成を促進させる条例（案）」を作成致しましたので、ここにご提案致しますと共に、条例（案）に示す消費者利益の保護及び商業の持続的発達等を目指す本市独自の条例を早急に制定して頂きたいと引き続き要望致します。

(回 答)

「島田市地域振興及び活性化に関する条例（案）」の御提案をいただき、ありがとうございます。

御要望の中にありました「静岡県商店街振興及び活性化条例」は、地域の商店街で事業を営む方々が商店会の活動に積極的に参加し、協力することにより、商店街の振興及び活性化を図ることが目的とされています。

この度、御提案いただいた条例案につきましては、第 1 条の目的や第 3 条の基本理念にありますように「産業」の枠を超えて、「地域振興及び活性化」や「まちづくりや地域コミュニティ形成」までを含めた広範囲な分野を対象とした理念型の条例案となっております。

市では、これまで「静岡県商店街振興及び活性化条例」と目的を同じくした「島田市商店街の活性化に関する条例」の制定を検討するため、貴会議所を含めた関係団体の皆様と意見交換をさせていただいてきました。しかしながら、今回の御提案は、商店街に特化したものだけでなく、市内全域にかかわるものであることから、より範囲を広げた検討が必要になると考えております。

今後につきましては、中小企業・小規模企業振興を市の重要施策として位置づけ、小規模企業が持続的に発展できるように「島田市中心小企業・小規模企業振興基本条例」を制定する予定でありますので、この条例を検討する中で、商業者や商店街のことも十分に考慮しながら検討を進めていきたいと考えております。

また、条例制定とともに、どのような施策を行っていくかも非常に重要となりますので、平成 29 年度に策定予定であります「新たな中心市街地活性化基本計画」の中で、商店街振興及び活性化について検討してまいります。貴会議所におかれましては、商業者の意見の集約も含めて、御協力をいただきますようお願いいたします。

(要望項目)

**(3) 市内中小企業に対する業務発注率の維持向上について(継続)**

平成 27 年 9 月の関東・東北地方豪雨による鬼怒川の堤防決壊や平成 28 年 4 月に発生した熊本地震地震等、大規模な災害からの復旧において、また、そのような災害に備える防災対策の先頭に立って、人々の生命と財産を守るべく、建設業界が果たすべき役割は一層高まっております。

一方で、建設業は平時には公共事業の在り方が「建設建造から維持管理へ」という転換期を迎えて、厳しい環境に立たされており、それを反映した若年入職者の減少と技術者の高齢化により、技術・技能の維持承継が危ぶまれている状況です。

このような中、市におかれましては、市内業者のみで実施する格付公募型一般競争入札の範囲を広げる等の入札・契約制度や評価（落札者決定）基準の改正を行って頂き、市内業者への優先発注にご配慮を頂いておりますが、市内建設業界の健全な維持が計られますよう、市発注の公共工事におきまして、一層地元発注率を高めて頂きますよう要望致します。

また、小売業等におきましても、厳しい経済情勢の中、若年労働者の確保に悩まされておりますので、一般物品の購入並びに各種業務委託契約に係る市内中小企業に対する発注率につきましても、その維持向上に努めて頂きたく要望致します。なお、物品購入の発注における銘柄指定の場合は、計画予算取りに係る見積り段階から市内業者に対し、公平に機会を与えて頂きたく併せて要望致します。

(回 答)

当市におきましては、市内業者の育成及び地域経済の活性化を図ることを目的として、適正な競争原理のもと公平性を確保したうえで、市内業者への優先発注を推進しております。

このため、入札参加者等は原則として地元企業を選定することとしていますが、地元企業では対応できないもの、または競争性が確保されないものは、市外業者に拡大せざるを得ないことについて御理解をお願いいたします。

小売業等におきましても同様に、市内業者を優先して入札等の業者選定を行っております。また、分離・分割発注した場合でも効果的な執行が可能なものは、分離・分割発注を行い、市内業者の入札等の参加機会の増大に努めているところでございます。また、計画予算取りの段階での見積り依頼につきましても、あくまでも参考見積りと判断しております。御理解をお願いいたします。

(要望項目)

**(4) 準工業地域の適正な運用について (継続)**

人口減少及び超高齢化社会への進展に伴い、都市機能の集約を目指したコンパクトなまちづくりを推進するため、まちづくり三法(「都市計画法」「中心市街地活性化法」「大規模小売店舗立地法」)が改正され、大型集客施設の適正な立地が求められております。

このような中、本市においても、平成29年度中に中心市街地活性化基本計画の策定を目指していると伺っておりますが、実際には郊外の準工業地域に大型商業施設が進出し、市が目指そうとする方向と相反した状況となっております。

以上を踏まえ、本市まちづくりの観点から準工業地域における工場跡地の土地利用につきましては、元来、島田都市計画で定められた工業系の活用(施設立地)が推進出来るような施策等を講じて頂きたいと引き続き要望致します。

(回答)

準工業地域につきましては、住宅等の混在を排除することが不相当と認められる工業地や商業地などを勘案しつつ、特別用途地区をあわせて指定することにより、大規模な集客施設の立地を制限しております。

準工業地域における大型商業施設につきましては、既存の規制誘導の範囲内で、これまでどおり制限していきたいと考えております。

(要望項目)

**(5) 地域への波及効果が高い企業誘致について (継続)**

市におかれましては、当市の企業立地上の優位性に加え大井川の豊富な地下水を活かし、市内への企業誘致を積極的に図って頂いておりますが、国道 473 号線の 4 車線化、国道 1 号バイパス (佐夜鹿～野田) の 4 車線化、国道 473 号バイパス (金谷御前崎連絡道路) の新設事業によって、当市の交通アクセスの利便性は向上し、特に新東名・島田金谷 IC 周辺の開発計画が発表されたことで、企業立地上の優位性は益々高まっていくものと考えられます。

今後も雇用の創出や固定資産税をはじめとする税収効果の向上、市内中小企業への発注やビジネスチャンス創出が期待出来る裾野が広く、最も地域への波及効果が高い企業を優先して誘致して頂くよう引き続き要望致します。

(回 答)

南北軸及び東西軸主要道路の整備は、交通アクセス機能の向上が期待され、島田市の優位性は益々高まるものと予想されます。

今後、これらの優位性を活かし、新東名島田金谷 IC 周辺地区を主とした市内への企業誘致を積極的に図ってまいります。

また、企業 (業種) につきましては、食品製造及び飲料水関連企業などは、原材料となる地元農産物や包装紙、梱包材、物流、印刷など地元への波及効果が期待できますので、今後もこれらの業種を含め、市内中小企業のビジネスチャンス創出にも繋がる裾野が広い企業 (業種) を念頭において取組んでいきたいと考えております。

## (要望項目)

**(6) 県道河原大井川港線の拡幅について（継続）**

県道河原大井川港線における谷口橋以東の道路整備については、平成 26 年度に島田市細島地内の狭隘な曲線区間（源助橋付近）の道路拡幅工事を実施して頂きましたが、同路線島田市細島地先（谷口橋以東）及び島田市横井 4 丁目地先（島田球場付近）の幅員は極めて狭隘であることから、大型車輛の擦れ違いには余裕が無く、現に狭隘部分では転落や接触を伴う交通事故が発生する等、危険な状態が続いております。

また、同路線は、大井川左岸堤防道路であることから、同河川河川敷にある大井川マラソンコース「リバティ」をはじめ、陸上競技場、グランドゴルフ場、ソフトボール場等を利用する方の通行が多く、更に、現在、国土交通省が推進しているミズベリングプロジェクトの観点からも、同路線が抱える問題解消は喫緊の課題であります。

つきましては、現状の道路構造のままでは、交通量（源助橋付近で約 11,400 台／日 島田球場付近で約 8,400 台／日 出典：平成 22 年度交通センサス）に見合った道路機能が不十分であり、交通の安全性が危惧されるため、同路線の拡幅について県へ働き掛けて頂きたいと引き続き要望致します。

(注)交通センサス：5 年毎に実施（平成 27 年度分は公表前）

## (回 答)

県道河原大井川港線につきましては、谷口橋北交差点改良をはじめ、粛々と整備を進めていただいているところであります。

しかしながら、市としても整備が不十分な箇所が見受けられることを認識しているため、本要望の趣旨を踏まえ、静岡県島田土木事務所に対して、今後とも道路利用者が安全で安心して通行ができますよう、道路の拡幅等について継続的に要望を行ってまいります。

なお、一般県道河原大井川港線と一般県道島田岡部線との交差点については、給食センターの移転適地が無く事業の進捗が図れていない状況が続いており、交差点部における高校生等との接触事故の恐れもあったことから、交通管理者との立会い・協議により、置きガードレールを設置することにより歩行者・自転車の待機場所の確保を図り、安全対策を実施していただきました。

また、残りの狭隘区間については、引続き道路改良を要望してまいります。

当該区間については、国土交通省管理の一級河川大井川の河川堤防を占用して道路利用しており、道路拡幅するには河川管理者と協議を行い、承諾を得る必要がある。と伺っておりますので、御報告させていただきます。

(要望項目)

**(7) 周辺地域の活性化を踏まえた東海道新幹線「富士山静岡空港駅」(新駅)の設置について(継続)**

東海道新幹線「富士山静岡空港駅」の設置場所については、県技術検討委員会において「空港ティーガーデンシティ構想」の中で示されている第1高尾山トンネルと第2高尾山トンネルの間を候補地として限定されておりますが、20年後、30年後の地域の将来を見据えた魅力あるまちづくりビジョンを有効なものにするため、また、空港の付加価値を高め、空港周辺地域が将来にわたり魅力あるまちであり続けるため、最も効果的な場所に常設駅を設置することを念頭に進められるよう県に働き掛けて頂きたく引き続き要望致しますと共に、市におかれましても市独自の設置案についてご検討頂きますよう併せて要望致します。

(回答)

東海道新幹線「富士山静岡空港駅」(新駅)の設置につきましては、平成10年度に東海道新幹線静岡空港駅設置期成同盟会が発足し、平成12年8月の総会において、直下駅案が最適であるとされました。

その後、県とJR東海との協議が進まず、期成同盟会としての活動は停滞していましたが、富士山静岡空港開港後の平成22年頃から期成同盟会の活動とは別に、県において新駅設置に向けた動きが出てまいりました。

平成26年度には、新駅関連施設である連絡通路及び駅前広場における位置や構造等の概略検討を行い、平成27年度は、県が設置している有識者会議である「新駅技術検討委員会」において新駅の建設を技術面から検討し、駅の構造や位置、費用などの調査を行い、平成28年度には、JR東海との合意形成が整い次第、必要な調査・設計等に着手していけるよう、10億円の予算を盛り込んでいます。

また、県は、「国の大規模な広域防災拠点」である空港の利便性が増すことや、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催による一時的な航空需要増にも対応できる「首都圏空港」としての活用など、新幹線新駅の設置の有用性についてJR東海や国に働きかけていると聞いております。

こうした県や国等の動向を見ながら、東海道新幹線静岡空港駅設置期成同盟会をはじめ、各方面に対して、島田市や空港周辺地域のために最も有益な新駅となるよう、働きかけてまいりたいと考えております。

(要望項目)

**(8) 定住人口の増加及び住宅関連産業の需要下支えのための市独自の新たな施策について(継続)**

島田市の将来にわたる継続的な発展や経済活性化を考えた時、定住人口の増加は重要な政策課題の一つと思われます。

快適で住みよい住環境の整備に対する補助制度は、居住する住民にとって魅力であり、他地域からの移住者の促進の一助になると考えられます。

また、住宅関連産業は地域建設業の中でも、とりわけ裾野の広い分野であり、補助制度を通じ、地域経済の活性化につながる効果的な刺激策になることが期待出来ます。

市におかれましては、住宅に関連する助成制度として、既に、住宅用太陽光発電システム設置事業補助金や木材需要促進対策奨励金を実施されており、平成 27 年度には「島田市に住もう応援奨励金」及び「島田市空き家改修等事業費補助金」を開始されておりますが、更なる市内定住人口の増加と住宅関連産業の需要下支えのため、かつての住宅リフォーム奨励金の復活及び省エネルギー・新エネルギーの機器導入等に係る市独自の新たな施策の創設について引き続き要望致します。

(注) 静岡県エコマイハウス支援事業は、新エネルギー機器導入・省エネルギー機器導入・省エネ改修のうち 2 つを同時に行う住民に対して補助を実施している市町に、その費用を補助。

(回 答)

市では、地域経済の活性化対策や人口減少対策を喫緊の課題と捉える一方で、平成 27 年 5 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行され、今後増加が予想される市内の空き家対策（利活用を含む）も重要であると認識しております。

国においても、新築住宅の建設よりも、中古住宅をリノベーション（再生）し、より多くの中古住宅を市場に流通（売買や賃貸）させ、空き家を減少させる政策に着手し、市町に対しても、行政区域内にある特定空家に対する指導等も求めています。

市では、住宅リフォーム奨励金の復活及び省エネルギー・新エネルギーの機器導入等に係る市独自の新たな施策の創設は、予定しておりませんが、こうした状況を鑑みたとき、新規住宅に対する補助制度等を創設するよりも、空き家（中古住宅）に対する補助制度を創設し、移住・定住政策や地域経済の活性化対策等を実施していくべきであると考えております。

新年度においては、住宅政策の一環として、市内の空き家（中古住宅）の再生による特定空家対策事業を展開する中で、市内に住んでいる方、あるいはこれから住もうとしている方に対する「中古住宅の購入及び改修に対する補助金」を創設し、「子育て世代の移住・定住者に対する住宅支援」及び「地域経済振興に対する支援」を実施してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

(要望項目)

**(9) 島田市地域産業振興補助金に係る予算額の大幅な増額について（継続）**

国では、ものづくり・商業・サービス革新補助金を設け、中小企業者等の革新的な設備投資やサービス・試作品の開発、生産・業務プロセスの改善等に支援を行っていますが、本制度も創設から 4 年が経過し、制度の存続が危惧されるようです。

一方、市におかれましては、予てより島田市地域産業振興補助金を設け、中小企業者等の設備及び施設の整備等に対して支援を行って頂いており、年々増加する利用実績に応じ、平成 26 年度と平成 27 年度には総額 1,000 万円（前後期各 500 万円）まで予算額を拡大して頂いたところです。

また、平成 27 年度からは、販路開拓事業費補助金を設け、中小企業者等の販路開拓についても支援を行って頂いているところですが、厳しい経営環境におかれている中小企業の設備投資意欲を喚起すると共に、経営基盤の強化を図るため、より多くの市内中小企業者が利用出来ますよう可能な限り予算額を大幅に増額して頂きたく引き続き要望致します。

(回 答)

島田市地域産業振興事業費補助金につきましては、中小企業の皆様からの問い合わせや申し込みも多く、これまでも予算を増額して対応してまいりました。

また、平成 27 年度からは、中小企業者等への企業訪問の中で要望の多かった「展示会等への出展の経費を支援してほしい」との御意見に基づき、「販路開拓事業費補助金」を新設いたしました。この補助制度につきましても、平成 28 年度においては、当初予算額が不足し、補正予算での対応が必要なほどの申込みをいただき、大きな効果に結びついていると判断しております。

しかしながら、限られた予算の中で各事業を効果的に実施していくためには、各補助制度の実績やニーズに合わせ、予算をバランス良く配分していくことが必要であると考えております。

「地域産業振興事業費補助金」につきましては、平成 29 年度当初予算において、平成 28 年度予算額よりも 100 万円の増額を予定しております。大変厳しい財政状況ではありますが、市内中小企業者を支援するために、できる限り予算の確保に努めてまいります。

(要望項目)

**(10) 島田市民病院における医師及び医療従事者の安定的確保に向けた取り組み推進  
について(継続)**

全国的に医師及び医療従事者不足が指摘されている中で、2 次保健医療圏に位置付けられている島田市民病院の常勤医師数は、88 人(出典：平成 28 年 4 月 1 日現在島田市民病院 HP より)であり、平成 26 年 10 月時点における病院の都道府県別にみた人口 10 万人対常勤換算医師数(出典：厚生労働省 医療施設静態調査)によると静岡県データ 131.5 人(全国下位から 4 番目)の 66.9%という依然、看過出来ない状況にあります。

市におかれましては、医師及び医療従事者の安定的確保に向けて医師が働きやすい環境の整備、関連大学への医師派遣の働きかけを行い、看護師についても中途採用の随時実施、院内保育所の制度拡充等の取り組みをして頂いているところですが、今後も市民が安心し、頼りになる島田市民病院として機能して行くため、医師及び医療従事者が数ある医療機関の中から島田市民病院を選択して頂けるよう、より一層の労働環境及び生活環境の整備・充実を図られたく引き続き要望致します。

(回 答)

医師確保につきましては、関連大学への医師派遣の働きかけを粘り強く続けていくとともに、特に県内出身者が多く在籍する地元医大への働きかけを強めております。また、平成 28 年 10 月に最新鋭の手術支援ロボット「ダ・ヴィンチ」を志太榛原地域で初めて導入するなど、医師にとって魅力のある病院となるよう努めております。

一方、治療行為や手術などの医療技術の習得や、治療・手術の実績づくり(論文・学会発表)等の医師の向学心に応えるために、優れた指導医を揃えることは勿論、院内カンファレンス、Web 会議による院外研修や学会出席など、様々な学習機会を充実・確保しております。また、修学資金貸付制度や図書購入費の支給なども行っております。

なお、看護師についても新規採用だけでなく中途採用を随時実施し確保に努めております。また、子育て中の職員が働きやすいように、育児短時間勤務の実施、院内保育所の利用時間の延長や休日・24 時間保育の実施も継続して行ってまいります。さらに、看護師修学資金の貸与額を増額してまいりたいと考えております。

(要望項目)

**(11) 小規模事業者経営改善資金（マルケイ資金）に係る市独自の利子補給実施  
について（継続）**

「小規模事業者経営改善資金（マル経資金）」は、小規模事業者の資金繰りの円滑化と経営上の課題解決を併せて支援する事業として、昭和48年に国が政策的見地から創設した融資制度であり、今日においても極めて重要な役割を担っております。このような中、国が定め、商工会議所や商工会が行っている「経営改善普及事業」の実効性の確保と同資金利用者の財政負担の軽減を図るため、同資金利用者に対する利子補給制度を設けている商工会議所・商工会も年々増加して来ていることから、当所においても平成22年度に当所独自財源による利子補給制度（但し、会員事業所限定）を創設したところであります。

一方、行政レベルにおいてもマルケイ資金利用者に対する利子補給制度を創設する市町が平成28年度時点で、日本政策金融公庫静岡支店管内（静岡市・焼津市・藤枝市・島田市・牧之原市、富士市のうち旧富士川町、吉田町、川根本町の6市2町）において、既に島田市以外の5市2町が独自の利子補給制度を設け、小規模事業者を支援しております。

以上を踏まえ、現在当市が行なっている中小企業事業資金利子補給制度（対象：市小口資金・短期経営改善資金）の対象に是非マルケイ資金も加えて頂きますよう引き続き強く要望致します。

(回 答)

当市においては、御承知のとおり「小口資金」や「短期経営改善資金」の利子補給制度を実施しており、中小企業の経営の安定及び合理化の促進に寄与しているものと考えております。

「小規模事業者経営改善資金（マル経資金）」の目的や必要性、近隣市町の利子補給制度の設置状況については認識しており、既に貴会議所や島田市商工会において、小規模事業者経営改善資金利用者の財政負担の軽減を図るため、同資金利用者に対する利子補給制度を設けていることについても承知しております。

しかし、当市が実施している他の補助制度を継続していくことも重要であり、限られた財源の中で、今後も効果的に中小企業に対する支援を推進するためには、選択と集中による事業の実施が必要であると考えております。

そのため、現時点では、「小規模事業者経営改善資金（マル経資金）」に係る利子補給の実施は難しいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

## (要望項目)

**(12) 建設業に係る資格取得及び労働環境改善に資する補助制度の創設について(継続)**

建設業は、地域雇用の受け皿という側面を有し、その就業人口の多さからも地域の基幹産業としての役割を担っておりますが、現状では工事案件も減少傾向にあり、今後の予算も「造る・建てる」から、「維持・管理」へと推移していくことが予想され、厳しい環境に置かれております。この状況を反映して、若年入職者の減少と若手の人材不足や職人の高齢化から、現場では専門技術・技能の伝承の断絶が危惧されており、若手及び女性の入職を促し、育成することが急務であります。もちろん人材の確保と育成は各事業者の責務ですが、入職する本人にとっても、人的資源の乏しい中小事業者にとっても、可能な限り早期に戦力として活躍が望まれております。

学歴や実務経験年数に代わる入職者の育成を図る手段の一つとして、建設業種に応じて定められた国家資格の取得がありますが、中小事業者にとっては、資格取得に係る受験料や講習費用が負担となっております。

つきましては、建設業界の人材育成を図ると共に、労働環境の改善及び人材の確保・定着を図るため、上記国家資格の取得諸費用及び昨今の建設業界への女性進出に伴う女性用トイレやシャワー等の設置費用に対する補助制度の創設につきまして引き続き要望致します。

## (回 答)

公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）が平成 26 年 6 月に改正され、その基本理念として「将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保」が追加されました。これにより、公共工事において適正な利潤及び人材育成・確保に係る費用を適切に積算基準に反映し、適正な予定価格を設定するため、一般管理費率及び現場管理費率を改定しております。また、労働局・ハローワークにおいて建設労働者確保育成助成金の申請を受け付けております。

国土交通省では、建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取り組みを進めており、その一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレを「快適トイレ」と名付け、平成 28 年 10 月 1 日以降の入札手続きを開始する土木工事から導入しました。また、県では女性技術者登用型の入札を試行として行っており、女性技術者に要する経費（トイレ、更衣室等）は、発注者、受注者が協議の上、必要と認められる経費については、変更契約により計上を行うこととしております。このように女性用トイレ等の普及が進んでいる状況でありますので、島田市においても必要に応じ、工事費の変更契約にて対応していきたいと考えております。

また、補助制度の創設につきまして、建設業に係る資格取得の補助制度の創設は難しいですが、労働環境改善に対する取組においては、平成 29 年度から島田市地域産業振興事業費補助金の中に、「従業員労働環境改善施設整備事業」として、建設業や運輸業の皆様主に御活用いただくことを想定し、更衣室、シャワー、洋式トイレ等の導入又は改修に必要な経費を補助するメニューを追加する予定です。この事業は、市内業者と契約した施設整備に限ることとしておりますので、地域経済の活性化にも寄与できるものと考えております。

(要望項目)

**(13) 島田市観光特産品開発支援事業の継続について（継続）**

市におかれましては、平成 27 年度より観光特産品の開発支援のため、「観光特産品開発支援事業」に取り組んで頂いておりますが、残念ながら平成 28 年度は平成 27 年度と比し、補助上限（100 万円→50 万円）並びに補助率（3/4→1/2）共に下がっております。

地域の特性を生かした観光特産品開発は、地域活性化のみならず、事業活動の活発化や雇用の拡大にも繋がるのが期待出来るため、今後も市内事業者、団体等が観光特産品の開発に取り組めるよう、少なくとも平成 27 年度の補助上限、補助率以上の内容を堅持した上で「島田市観光特産品開発支援事業」を継続して頂きたいと引き続き要望致します。

(回 答)

島田市観光特産品開発支援事業は、本市の知名度向上や観光振興を目的に、地域資源や特性を生かした観光特産品の開発等を行う事業者に対し補助金を交付するもので、平成 28 年度は 1 件の交付申請があり、190 千円の補助金交付を予定しております。

当事業につきましては、平成 29 年度も継続して実施することとしておりますが、補助上限額、補助率につきましては、平成 28 年度と同様、上限額 500 千円、補助率 1 / 2 を予定しております。平成 27 年度は国の地方創生交付金を財源としたことから、対象事業者に手厚い補助上限と補助率で実施をしましたが、平成 28 年度以降につきましては、市の一般財源となったことや、他の市補助制度とのバランスを考慮して、現行の補助上限、補助率で実施するものです。

引き続き、制度の周知等、事業推進への御協力をお願いいたします。

(要望項目)

**(14) 市道大井川右岸 1・2 号線の拡幅について(継続)**

市道大井川右岸 1・2 号線につきましては、初倉地域の産業道路として多くの車輛が利用しておりますが、大型車輛の擦れ違いに余裕が無く、現に狹隘部分では転落等の交通事故が発生しており、危険な状態が続いているため、その解消は喫緊の課題であります。

このような中、市におかれましては市道色尾大柳線及び都市計画道路谷口中河線の整備を優先的に促進し、初倉地域の産業道路網を構築し、その結果を踏まえた上で、市道大井川右岸 1・2 号線の拡幅事業の必要性について、調査・検討するとのことですが、同路線は初倉地域の産業道路網を構築する重要な路線の一つと考えられますので、同路線の拡幅について引き続き要望致します。

(回 答)

市道大井川右岸 1・2 号線の利用状況については、市も認識しております。

しかし、主要地方道島田吉田線バイパスの全線供用開始（平成 26 年 11 月 11 日）及びはばたき橋供用開始（平成 25 年 8 月 3 日）により、交通形態も大きく変化し谷口橋を通行する断面交通量も減少していることを踏まえ、市道色尾大柳線及び都市計画道路谷口中河線の整備を優先的に促進し、初倉地域の産業道路網を構築し交通の分散化を図ることで市道大井川右岸 1・2 号線への大型車流入の軽減が見込まれ、交通事故発生も抑制されると確信しております。

また、近年、国からの補助金（交付金）が減少しており、事業の選択と集中が地方に求められ、財源確保が大きな課題となっております。従って、市としましては限られた財源の中で効果的かつ効率的な道路整備を目指しているため、現在、整備中の事業が完了した後に、市道大井川右岸 1・2 号線の整備を調査・検討してまいりたいと考えております。

(要望項目)

**(15) 県道伊久美元島田線のバイパス道路の早期整備について（継続）**

島田市大津地区には、市営大草住宅及びばらの丘ニュータウン、島田市総合スポーツセンター・ローズアリーナ等が点在し、また、平成 27 年 4 月には大手企業の進出もあり、周辺の土地利用が進む中、交通量が増加して来ております。県道伊久美元島田線は通学路でもあり、多くの生徒児童や地元住民が利用する道路となっております。

つきましては、現状の道路構造のままでは、交通量に見合った道路機能が不十分であり、交通の安全性が危惧されるため、同路線の整備について県へ働き掛けて頂きたいと引き続き要望致します。

(回 答)

御要望を受け、島田市の県道事業を所管する静岡県島田土木事務所に改めて照会をしたところ次のとおり回答がありました。

「一般県道伊久美元島田線のバイパス道路については、地元自治会からの要望を受け、事業の実施に向け事業着手準備制度を活用するため、候補箇所として選定会議に上げさせていただいておりますが、事業規模が大きく事業費が多額になること、他の県道整備の状況や優先度等により、事業着手準備制度の選定を受けることが出来ておりません。

今後も、事業の実施に向け、事業着手準備制度の活用を図れるよう選定会議に対し候補箇所として上げていきます。」

こうした回答を踏まえ、市としては、島田土木事務所幹部との会議などの機会を捉え、継続して事業着手についての要望等、働き掛けていきます。

なお、島田市大津地区における一般県道伊久美元島田線については、大津小学校への通学路として利用されていることから、通学路合同点検の結果を受け、静岡県島田土木事務所にて路肩部へグリーンベルトの設置、小学校正門前の横断歩道の前後において減速を促すカラー舗装を実施していただいております。

(要望項目)

**(16) 市道谷口道線の拡幅と歩道の整備等（待避所の設置）について（復活）**

市道谷口道線は、国道 1 号線バイパス東光寺 IC から市道阿知ヶ谷東光寺線を経由し、国道 1 号線との交差点から谷口橋北交差点までを結ぶ路線として欠くことの出来ない主要道路となっており、また、富士山静岡空港開港後は、同空港へのアクセス道路としても重要な役割を担っております。

しかしながら、同路線の幅員は大変狭く、車輛同士の接触事故が度々発生していることに加え、歩道も無く、路側帯も狭隘であるため、歩行者及び自転車等の交通弱者の安全な通行も全く確保されておられません。

同路線沿道には家屋が連続しているため、全面的な拡幅工事には多額の費用がかかり、困難ということは理解出来ますが、市におかれましては、市道道悦旭町線の改良を計画していると伺っておりますので、市道谷口道線と市道道悦旭町線の交差点の改良も含め、同路線の拡幅と歩道の整備等（待避所の設置）を行って頂きたいと要望致します。

(回 答)

本路線の道路交通の状況は市としましても十分認識しており、市道道悦旭町線の歩道設置事業にあわせ本年度から市道谷口道線の一部区間、県道島田岡部線（旧国道 1 号交差点）～市道道悦旭町線交差点（TOKAI ガス付近）について、事業着手に向けた調査を実施しております。

大きな課題として JR 東海との踏切協議が円滑に処理できるかがあげられます。

また、市道道悦旭町線との交差点以南については家屋が連帯し、事業費が高額になることが想定されます。近年、国からの補助金（交付金）が減少し事業の選択と集中が求められているため、財源確保が大きな課題となっております。よって、現段階での整備計画は未定となっております。

市としましては限られた財源の中で効果的かつ効率的な道路整備を目指し、都市計画道路整備プログラム等により優先度の高い道路から整備を進めてまいりたいと考えております。

(要望項目)

**(17) 用途地域の見直しについて(新規)**

用途地域につきましては、将来に亘る当市のまちづくりの方向性を踏まえ、定期的に見直しを行い、見直しが必要という判断に至った場合は刻々と変化する社会情勢に的確に対応して頂きますよう要望致します。

(回 答)

都市計画につきましては、概ね5年に一度実施する都市計画基礎調査に基づいて見直される「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を踏まえ、見直しの要否を判断しております。また、市を取巻く社会情勢、土地の利用状況や住民等の意向などを総合的に判断し、適時見直しも行っております。今後も、用途地域を含め、同様に見直しを行ってまいります。

(要望項目)

**(18) 島田市への定住促進を図るための利子補給金の創設について(新規)**

島田市勤労者住宅資金利子補給金は、平成 26 年度の事業仕分けの結果を踏まえ、平成 28 年度からの新規受付を中止しておりますが、島田市総合計画後期基本計画の重点プロジェクトにおいて人口減少社会における持続・発展可能なまちづくりを進めると謳っていることから、新たに、子育て世帯、新婚世帯等が島田市に転入し、市内の金融機関を利用した住宅ローンにより住宅を購入、または新築・改築した場合の利子補給制度の創設を要望致します。

なお、本利子補給金の創設にあたっては、市内建設業者へも配慮した制度となるよう併せて要望致します。

(回 答)

「(8) 定住人口の増加及び住宅関連産業の需要下支えのための市独自の新たな施策について」において、御回答させていただきましたが、市では、地域経済の活性化対策や人口減少対策及び今後増加が予想される市内の空き家対策（利活用を含む）の必要性を考えますと、新規住宅に対する補助制度等を創設するよりも、空き家（中古住宅）に対する補助制度を創設し、移住・定住政策や地域経済の活性化対策等を実施していくべきであると考えております。

そのため、新年度においては、住宅政策の一環として、市内の空き家（中古住宅）の再生による特定空家対策事業を展開する中で、市内に住んでいる方、あるいはこれから住もうとしている方に対する「中古住宅の購入及び改修に対する補助金」を創設し、「子育て世代の移住・定住者に対する住宅支援」及び「地域経済振興に対する支援」を実施してまいりたいと考えております。

なお、その補助制度におきましては、利子補給金ではありませんが、中古住宅の購入資金に係る金融機関からの借入額の補助や、市内建設業者に改修を依頼した場合の補助額加算など、市内業者にも配慮した内容としておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

(要望項目)

**(19) 事業所向けの地震対策補助制度の創設について（新規）**

昨今の自然災害の発生事案を勘案すれば、住宅はもちろんのこと総じて規模が大きい工場等事業所の地震対策も進めなければならないことは明白であります。

このような中、東京都や高知県等には製造業向けの地震対策制度がありますが、当市には住宅向けの地震対策補助制度はあるものの、老朽化した工場等事業所向けの地震対策補助制度はありません。

よって、有事の際の被害を最小限に食い止めるため、事業所向けの耐震診断、耐震設計、耐震補強等、ソフト・ハード両面にわたる補助制度を創設して頂きたいと要望致します。

(回 答)

事業所向けの地震対策補助制度としましては、「島田市既存建築物耐震性向上事業」において耐震診断の補助制度（補助率 2/3 限度額 50 万円）がございますので、事業所の皆様に御活用いただけますよう制度の周知等、事業推進への御協力をお願いいたします。

また、現在、市では、木造住宅の耐震化を推進しているところでありますので、事業所向けの制度拡充は予定しておりません。御理解をいただきますようお願いいたします。